4　占有周波数帯幅	1　変調方式ごとに、同一周波数帯内の任意の１周波数を選定し、測定する。 2　無線設備の通常の運用における変調状態で測定する。ただし、周波数偏移、周波数偏位、変調度又は送信スペクトラム等の測定に代えることができる。	許容値を超えるときは、「不可」とする。
5　空中線電力	1　原則として全ての周波数ごとに、無変調の状態で動作させたときの電力を測定する。ただし、発振方式がシンセサイザー方式の無線設備で、同一周波数帯内の周波数の指定を複数受けているものにあっては、周波数帯ごとに、最低、最高、その中間等の周波数を選定し、測定する。 2　単側波帯の電波を使用する無線設備にあっては、試験設備に1,500Hzの変調周波数によって変調し、その変調入力レベルを変化させて試験設備の飽和出力の値を測定する。ただし、尖頭電力で測定するものにあっては、試験設備に二つの変調周波数によって変調したときの試験設備の尖頭電力の値とすることができる。 3　主搬送波を副搬送波で変調する方式のものにあっては、副搬送波の入力レベルを最大にしたときの電力を測定する（この場合、副搬送波は規定値内（変調周波数450Hz以上）で変調し、主搬送波を変調（70%以上）するものとする）。 4　能率換算によって算出する場合は、昭和34年郵政省告示第683号第５項第３号に定める算出方法による。 5　空中線電流によって算出する場合は、昭和34年郵政省告示第683号第２項によるものとする。 6　空中線電力の指定に係る箇所と実際に測定を行う箇所が相違するものにあっては、その間に挿入されるろ波器や高周波減衰器等の損失又は減衰量を併せて記載する。 7　船舶局の送信装置であって、設備規則により次の条件のあるものについて、その適否を調べる。	許容値を超えるときは、「不可」とする。
	⑴　電力値に制限があるもの 無線電話による通信の場合は尖頭電力、デジタル選択呼出装置（以下「ＤＳＣ」という。）又は狭帯域直接印刷電信装置「ＮＢＤＰ」という。）による通信の場合は平均電力	1　Ｊ３Ｅ電波を使用する無線電話による通信及びＤＳＣ又はＮＢＤＰによる通信を行う船舶局の中短波帯の無線設備、又は中短波帯及び短波帯の無線設備は、60W未満の場合（補助電源に接続する場合を含む。）は、「不可」とする。 2　Ｊ３Ｅ電波を使用する無線電話による通信及びＤＳＣ又はＮＢＤＰによる通信を行う船舶局の中短波帯及び短波帯の無線設備で400Wを超えるものについては、400W以下に低減できない場合は、「不可」とする。 3　Ｆ３Ｅ電波を使用する無線電話による通信及びＤＳＣによる通信を行うＲＲ付録第18号の表に掲げる周波数の電波を使用する船舶局の超短波帯の無線設備は、６W未満の場合（補助電源に接続する場合を含む。）は、「不可」とする。
	⑵　低下装置の備付けを要するもの	1　空中線電力が75W以上の送信装置は、空中線電力を50%まで容易に低下することができないときは、「不可」とする。 2　４MHzから26.175MHzまでの周波数の電波を使用する船舶局の無線電話の送信装置（設備規則第40条の７第１項の送信装置を除く。）は、１にかかわらず、その空中線電力を75W以下に、75%以内ごとに容易に低下することができないときは、「不可」とする。 3　Ｆ３Ｅ電波を使用する船舶局の送信装置であって、ＲＲ付録第18号の表に掲げる周波数の電波を使用するものは１及び２にかかわらず、その空中線電力を１W以下に容易に低下することができないときは、「不可」とする。 4　時分割多元接続方式により通信を行う船舶局の送信装置であってＲＲ付録第18号の表に掲げる周波数の電波を使用するものは、その空中線電力を２W以下に容易に低下することができないときは、「不可」とする。
6　変調特性	指定を受けた周波数帯における電波の型式ごとに、任意の１周波数を選定し、当該無線設備の変調周波数又は変調度を設備規則に規定する条件に従って測定する。	基準に適合しないときは、「不可」とする。